

東かがわ市希望型指名競争入札実施要領

平成 20 年 5 月 13 日

告示第 63 号

(趣旨)

第 1 条 この要領は、東かがわ市が発注する建設工事及び測量又は建設コンサルタント業務、物品の買入れ、借入れ及び製造、役務の提供その他の契約（以下「建設工事等」という。）に係る指名競争入札の透明性及び競争性の向上を図るため、参加資格を設定して入札参加希望者を募集し、入札参加希望者全員又は希望者から選定した者を指名する入札方式（以下「希望型入札」という。）を実施することについて、必要な事項を定めるものとする。

(希望型入札に付する建設工事等)

第 2 条 希望型入札に付する建設工事等（以下「対象工事等」という。）は、指名競争入札に付する建設工事等のうち市長が選定するものとする。

(入札参加資格の設定)

第 3 条 参加資格は、東かがわ市建設工事等競争入札参加者資格審議会規程（平成 15 年東かがわ市訓令第 13 号）の規定に基づく東かがわ市建設工事等競争入札参加資格審議会又は東かがわ市物品の買入れ等に係る競争入札参加者資格審議会規程（平成 17 年東かがわ市訓令第 1 号）の規定に基づく東かがわ市物品の買入れ等に係る競争入札参加者資格審議会（以下「審議会」という。）の会議を経て決定するものとする。

2 審議会は、東かがわ市建設工事指名競争入札指名業者指名基準（平成 15 年東かがわ市訓令第 15 号）又は物品の購入等に係る指名競争入札参加者の資格及び指名に関する規程（平成 15 年訓令第 53 号）に基づき、対象工事等の性質を考慮して参加資格の設定を行うものとする。

3 審議会事務局は、希望型指名競争入札参加資格設定調書（様式第 1 号）を作成し、審議会に提出するものとする。

(入札参加資格者への周知等)

第 4 条 市長は、希望型入札を実施するとき、東かがわ市希望型指名競争入札実施案内兼申請書（様式第 2 号）によって入札参加資格者に周知するものとする。

2 入札参加資格者のうち市内に本店を有する資格者に対しては、周知漏れがないよう努めるものとする。

(入札の執行)

第 5 条 市長は、希望型入札の参加希望を募った後、原則として参加希望者全員を指名して入札を執行するものとする。

(入札前の審議)

第 6 条 市長は、次の各号に該当するときは、入札の執行前に再度審議会の審議に付するものとする。

- (1) 入札参加希望者が少なく競争性に欠けると判断するとき。
- (2) 入札希望者が多く選定する必要があると判断するとき。

(3) その他特別の理由により入札執行について審議する必要があるとき。

(設計図書等の供覧)

第7条 設計図書等の供覧は、総務部財務課において閲覧、貸出し又は配布のいずれかの方法により行うものとする。

(入札の中止)

第8条 市長は、入札参加希望者を募集した後入札執行を中止したときは、その旨を入札参加希望者に周知するものとする。

(募集結果の報告)

第9条 審議会事務局は、希望型入札の参加者募集結果を、直近の審議会に報告するものとする。

(その他)

第10条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、平成20年5月13日から施行する。

附 則

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

業者各位

東かがわ市長

東かがわ市希望型指名競争入札実施案内兼申請書

下記により希望型指名競争入札を行いますから、希望があれば東かがわ市建設工事執行規則・東かがわ市契約規則及び下記事項を承知の上、希望申請してください。

なお、希望の申請がただちに指名につながるものではありませんので申し添えます。

記

1 工事・業務・物品等名

2 工事・業務・納入の場所

3 工事・業務・物品の概要

4 予定工期・履行期間・納期

5 入札予定日

6 入札参加資格等

7 希望申請方法 入札参加を希望する者は、下記申請書欄に記入の上(切り取り不要)、希望申請期限までに、希望申請先まで持参、又はFAXにて提出してください。申請期限までに到着しない者は、希望がなかったものとします。また、FAX送信の場合は、到着確認の電話照会には応じかねます。

8 希望提出先

9 希望申請期限 年 月 日 時

(希望申請書)

東かがわ市長 殿

上記工事・業務・物品等の希望型指名競争入札への参加を希望しますから、申請します。

年 月 日

住所

商号又は名称

代表者氏名

印

あて先 東かがわ市総務部総務課

グループ